

平成 26 年 2 月吉日

お客様各位

株式会社 立売堀製作所

消費税改正に伴うご請求金額についてのお知らせ

春寒の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は格別のお引き立てをいただき、厚く御礼申し上げます。

さて、平成 24 年 8 月に成立した改正消費税法で、平成 26 年 4 月 1 日より消費税率が **8%** に引き上げられることが平成 25 年 10 月 1 日の閣議で正式に決定されました。

これに伴い、弊社におけるご請求に関する消費税等の取扱いにつきまして、下記のとおりご案内いたします。

記

平成 26 年 3 月 31 日までの出荷分は・・・5%

平成 26 年 4 月 1 日からの出荷分は・・・8%

※現行税率 5%で見積もらせていただいている案件につきましても、弊社より出荷が平成 26 年 4 月 1 日以降のものは、新税率 8%の適用となります。

誠に恐れ入りますが、ご理解賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上

※税率適用等ご不明な点につきましては、弊社担当までお問い合わせ下さい。

お問合せ先

株式会社 立売堀製作所

担当 高木 山根

TEL 06-6538-1238

FAX 06-6541-5516